

東京電力株式会社「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備 実証計画（広野）計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成26年7月31日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、東京電力株式会社「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（広野）計画段階環境配慮書」について、東京電力株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県双葉郡広野町
（東京電力株式会社広野火力発電所構内）
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：50万キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年5月15日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年7月 3日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成26年7月31日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、櫻福
電話：03-3501-1742（直通）

東京電力株式会社「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備
実証計画（広野）計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 石油受入用港湾施設の改造工事、運炭設備・貯炭設備の新設工事の実施に伴う環境影響について、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、工事の実施に伴う環境影響を回避・低減するよう配慮すること。
なお、石油タンク撤去工事が本事業の工事期間と重複する場合は、重複する期間の影響についても考慮すること。
- (3) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 大気環境

事業実施想定区域には、既設の火力発電設備が複数存在し、大気質の予測結果の最大着地濃度出現地点の周辺には住居地域が存在することから、本施設の稼働に伴う大気質の環境影響の回避・低減を図るため、煙突高の検討に当たっては、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降において短期高濃度条件等についても考慮すること。

(2) 温室効果ガス

- ① 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。）の「BATの参考表【平成26年4月時点】」の「(C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術」に位置付けられる本発電技術について、できる限り早期に「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に位置付けられるよう、福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（勿来）で同様の設備について並行して実証を行う利点を活かして、実証項目の合理化を図ること等により実証期間の短縮化を図ること。また、実証を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図り、環境負荷を可能な限り低減すること。

- ② 本事業は実証の結果が良好であれば実証終了後も運転継続する可能性があることから、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組（以下「自主的枠組」という。）の構築に向けて、事業者として可能な限り取り組むこと。

- ③ 本事業は実証の結果が良好であれば実証終了後も運転継続する可能性があることから、事業者である東京電力株式会社は、自主的枠組が構築された後には遅滞なく参加し、その下で二酸化炭素排出削減に取り組むこと。また、自主的枠組が構築されるまでの間においては、局長級取りまとめにおける「事業者が自主的取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じること」を本事業における運転開始時まで満たすこと。また、当該環境保全措置について、今後の環境影響評価手続期間中に具体化された内容があれば、方法書以降の図書に可能な範囲で記載すること。

- ④ 本事業は実証の結果が良好であれば実証終了後も運転継続し、2050年においても稼働している可能性があることから、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage : CCS）の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備に関する所要の検討を行うこと。

- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講じること。